

**豊中・サンマテオ姉妹都市親善使節選考会開催要領**

（目的）

第1条　この要領は、豊中・サンマテオ姉妹都市親善使節選考会（以下、「選考会」という。）の実施及び成績優秀者の選考について必要な事項を定めることにより、姉妹都市交流の活性化と国際理解の向上に寄与することを目的とする。

（応募資格）

第2条　選考会の応募資格は、豊中市に在住する、あるいは豊中市内に所在する高等学校に在学している高校生（高等専門学校に在籍しているものは、3年生まで）で、これまでに豊中・サンマテオ姉妹都市親善使節としてサンマテオ市に派遣された経験がない者とする。

（実施内容）

第3条　選考会は、出場者が自作の内容を弁論やパフォーマンス形式で発表することにより行うものとする。

２　その他、実施にあたって必要な事項は、豊中・サンマテオ姉妹都市協会会長（以下、「会長」という。）が別に定める。

（選考）

第4条　成績優秀者の選考は、事前に提出する志望理由書に加え、大会出場者の発表内容等に基づき行う。

２　選考の基準となる審査基準については、会長が別に定める。

（審査委員会）

第5条　前条の選考にあたっては、審査委員会を設置する。

２　審査委員会は、前条の審査基準に基づき、成績優秀者の選考を行う。

３　審査委員会は、複数の委員で構成することとし、委員は会長が任命する。

４　審査委員会に委員長を置く。委員長は会長が任命する。

（任命）

第6条　審査委員会の選考結果に基づき成績優秀者２人を豊中・サンマテオ姉妹都市親善使節として任命する。ただし、基準点に満たない場合は該当者なしとする。

（附則）

　この要領は、平成28年5月18日から施行する。

（附則）

　この要領は、令和5年10月20日から施行する。

（附則）

　この要領は、令和6年10月7日から施行する。